

- 1 無形文化財及び無形の民俗文化財に関して、現時点では指定に至らないものの、国による保護措置の必要性が高く、存続が危ぶまれる無形文化財等の保存及び活用の在り方について。
- 2 今後新たに文化財として指定・登録される可能性があるものの、現時点では価値付けが定まっていない分野や、歴史が浅く学術的な蓄積のまだ十分でない文化財の保存及び活用の推進について。
- 3 地域における文化財の保存及び活用をより一層促進するため、文化財保存活用地域計画の策定の推進や、地域の自主的な登録制度の在り方について。
- 4 上記の他、無形文化財や無形の民俗文化財等の保存及び活用に関する課題について。

現行文化財保護法の類型等について

(参考1)

	指 定 〔所有権・流通等への保護規制 修復・継承への支援〕	登 録 〔緩やかな保護 多様な文化財をリスト化〕
【A-1】有形文化財 建造物、美術工芸品	○	○
【A-2】有形民俗文化財 衣食住の用具 等	○	○
【B-1】無形文化財 芸能、工芸	○	制度なし
【B-2】無形民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術	○	制度なし

※地方の登録は、保護法上 の根拠規定なし

＜事業内容＞

- 地域に眠る、文化財としての価値付けの未だ定まっていない分野や、歴史が浅く学術的な知見の積み重ねのない分野等の多種多様な文化的所産について、担い手等からの要望も踏まえつつ、その文化財としての価値を調査し、新たな文化資源として適切に保存・活用を図っていくことが必要。
- 特に、現在、新型コロナウイルス感染症の影響によりその継承に課題を抱える無形の文化的所産について、緊急に調査を行っていく必要がある。
- このため、文化庁長官が必要と認める文化的所産について、国立文化財機構等の専門機関の知見を生かして機動的にその文化財としての価値を調査し、保護方策の検討につなげる。

◆無形の文化的所産調査

- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、伝承等に係る取組の実施が一層に困難になっていると想定されるところ、将来的に国が保護すべき対象を早急に把握するため、例えば近代に成立・発展した風俗慣習や芸能等の無形の文化的所産の分布及び伝承状況を調査する。



◆食文化状況調査

- 生活様式・嗜好の変化等により、食文化が急激に変容し、その継承・振興が喫緊の課題となっていると想定されるところ、将来的に国が保護すべき対象を早急に把握するため、全国の食文化の伝承状況を調査し、全体像を整理する。



◆生活文化調査研究事業

- 平成30年度までの生活文化に関する基礎的な実態調査を踏まえ、令和2年度から書道、茶道、華道の詳細調査を実施しており、令和3年度以降も新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動に困難が生じている生活文化や国民娯楽の分野の中での詳細調査を実施する。

